

老人問題の現状



磯村光男

わが国の老人問題は、いまやきわめて深刻な事態に直面している。それはひとり老人だけの、あるいは老人に関する問題として対処すべき範ちゅうを越えて、社会全体に大きな影響を与える基本的問題として考慮されなければならない重大な課題となっている。

戦前にあっては、「家」という基本的な生活組織構造のもとに、これを維持発展させるべく努力が向けられていた。このため60歳となり、家督を次の世代にゆずって隠居した老人は、今日まで家のために尽してくれた者、先祖から伝わる家の維持功労者、豊富な経験の持ち主として尊敬され、また社会道徳、社会習慣としても郷党の長老として尊ばれるべきものとして価値づけられていた。そこには「老人の座」というきわめて強固な、しかもおかさべからざるゆるがぬ地位が用意され、その扶養は絶対的な義務として、家督相続者すなわち長男に課せられていたのである。

このように道徳的にも法律的にも私的扶養が強調されていた時代にあつては、老人対策としてとくに取りあげなければならない重要問題はほとんど存在せず、わずかに孤独な貧困老人に対する若干の保護政策と、その大部分を民間篤志家の手にゆだねた養老院収容への道が開かれていたにすぎなかった。しかし、戦後における社会的、経済的、あるいは道徳理念的な変動は、これを根底からくつがえし、老人問題発生背景を形づくり、さらにそのゆがみを拡大しつつ、重大な社会問題と化して今日におよんでいる。

1・老令人口の絶対的、相対的増加

わが国の老令人口は、医学の進歩、公衆衛生の向上、栄養の改善などによって、ここ15年間に非常な増加を示している。第1回国勢調査の行なわれ

た大正9年から昭和30年にいたるまでの35年間は60才以上の老令人口はわずかづつの増加を示しているが、総人口にしめる割合は8%を上下しながらもあまり変化はなかった。しかし昭和30年からは急激な上昇をはじめ、昭和44年には1,074万人を数え総人口の10.5%をしめるにいたった。しかも増加の傾向は今後もおとろえることなく、60年には1,674万人、14.4%、90年には3,167万人、26.6%となることが推計されている。このうち65才以上の老令人口は、44年の712万人、7.0%に対し、60年には1,150万人、9.9%、90年には2,385万人となって、ついに国民総人口の20%をしめるにいたることが予想される。

ここで考慮しなければならないのは、国民総人口に対する老令人口の比率である。老令人口が増加しても、国民総人口がこれと同一歩調をもって増加していくなれば問題は生じないであろう。問題は人口構造の変化から生ずる。戦後数年間のベビーブームが過ぎてからは、わが国の出生率は漸次減少の傾向をたどり、新しくおくりこまれる人口は縮少し、また絶え間なく低下する死亡率、とくに若年層のいちじるしい死亡率の低下によって、高い年令まで生き残る人口の比重が増大したため、老令人口そのものがふえるとともに、総人口にしめる割合も増加した。このような動きは、戦前の多産多死型から少産少死型への移行として知られる人口動態の近代化現象であり、人口構造は老令化に向っている。

いま65才以上の老令人口の総人口に対する割合を諸外国と比較すると、フランスでは12.4%、スウェーデン12.3%、イギリス12.0%、アメリカ9.3%となっており、わが国とはなお相当のひらきが認められる。しかし諸外国の実情は長年月にわたってしだいに増加してきたのであって、わが国のようにわずか15年の間に爆発的増加を示して、人口の老令化へとつき進んだ国はその例をみない。

ここにわが国における老令人口増加の大きな特徴と特異性が認められる。

2・扶養意識

古来、老親に孝養をつくし、老後の生活を安泰なものとするには、徳教、礼教、さらに儒教の影響のもとに醇風美俗として尊ばれ、社会道徳的にも最大なものとしてされてきた。しかし、戦後の思想は一時これを拒否し、若い男女のなかには親を扶養する義務はないという風潮すら生じたほどであった。また民法の改正にもとづく相対的扶養義務への移行ならびにすべての子は平等に扶養の義務を負うという理念は、一般的観念として扶養義務観念のうすらぎを招来し、一部の老人をして扶養に泣く立場におちいらせたのであった。これとともに、老人自身の考え方も変化がみられるようになった。老後の生活責任についての調査<表1>にもみられるように「自分の責任」が昭和41年の23%から44年には29%と増加し、「子供の責任」と考える者が50%から39%に激減している。すなわち、子供に対する扶養依存度の思想は老人自身の自覚ならびに社会の風潮を反映して減少の傾向をたどり、将来もさらに低下するであろうことが予想される。

表1——老後の生活責任

区分	昭和41年	昭和44年
自分の責任	23%	29%
子供の責任	50	39
国<社会全体>の責任	17	12
わからない	10	20

資料：昭和41年は、内閣総理大臣官房広報室の「老人福祉に関する世論調査」

昭和44年は、厚生省社会局の「老後の生活に関する世論調査」

3・核家族化への歩み

戦後、個人の尊厳が強調され、家よりも個人の尊重という考え方が確立し、民法の改正を境にして大家族制<大家族>は否定され、夫婦を中心とする小家族制度へ移行した。また、産業の発展は労働力への需要を高め、食欲なまでの勢いをもって農村青年を都市に吸収し、これらのものは都市に定着して一家を構成するようになる。さらに都市生活における生活体形は、結婚後は別居するという意欲が強められてきている。

わが国の1世帯あたりの平均人員は、昭和30年ごろまでは、ほぼ5人を維持してきたが、それ以後はしだいに減少して、昭和42年には3.53人にまで下ってきている。世帯と家族とは厳密に言えば同じではないにしても、世帯数が増加し、平均世帯人員が少なくなるということは、核家族化を意味するものであるといえよう。

つぎに、高令者世帯<65才以上の男、60才以上の女だけで構成するか、またはこれに18才未満の子の加わった世帯>をみると、昭和30年の425,000世帯から毎年増加して昭和40年には799,000世帯となり、全世帯にしめる割合も2.2%から3.1%へと増加の傾向を示している。これも核家族化の影響といえるであろう。こうして、民法の改正と国民生活の近代化の影響をうけて、わが国の家族構造は漸次変貌し核家族化への道を進んでいる。このような状況は、扶養意識の減退と相まって、

表2——同居の状況<60才以上>

	%
子供と同居	79
{ 子供既婚	{ 61
{ 子供未婚	{ 18
夫婦2人だけ	13
単身	5
その他	3

資料：老後の生活に関する世論調査<昭和44年，厚生省社会局>

家庭生活のなかにおける老人の立場をき弱化し、ゆるがすものとなってきている。

このような核家族化への傾向は、とくに都市にあって別居を促進することになる。昭和44年に厚生省が行なった「老後の生活に関する世論調査」によれば、60才以上の同居、別居の割合は、表2のとおりであり、その同居率は昭和28年は80%、41年は82%、44年は79%となって、全国的にみればほとんど変化がないといえるであろう。しかし、50才以上のものの同居、別居に対する意識は、表3のとおりであり、横浜市をふくむ6大都市における別居の意志をもつものは33%にのぼり、町村の18%に比して圧倒的に多いことがわかる。

なお、昭和37年に行なった英、米、デンマークの三国共同調査によれば、その同居率はイギリス45%、アメリカ35%、デンマーク27%となっておりわが国よりもはるかに低い。

これらのことから考察すれば、横浜市のような大都市においては、今後別居は一層増加していくであろうことが予想される。

同居において親子間の協調を維持するためには、子供夫婦との相互のプライバシーが侵害されないことが必要である。ふすまやうすい壁ひとえをはさんで老人と子供夫婦の部屋が隣ありわせているならば、だれがみてもそのプライバシーは確立されていないことがわかるけれども、今日の住宅難

表3——同居、別居の希望<50才以上>

都市規模	子供夫婦と同居するのがよい	子供夫婦と別にするのがよい	一概にいいえない	わからない
	%	%	%	%
東京都区部	39	31	23	7
6大都市	33	33	21	13
人口10万以上の市	49	27	17	7
人口10万未満の市	52	18	22	8
町 村	57	18	16	9

資料：老後の生活に関する世論調査<昭和44年，厚生省社会局>

はこれを解決するいとまを与えず、また安易な公団住宅建設政策はこれをほとんど考慮の外においているがごとくにみうけられ、近い将来大きな問題となるであろうことが予想される。

別居とは親子間の隔絶を意味するものではない。むしろそこには豊かな情操の交換がなければならない。しかるにわが国においては別居したが最後両者の交流はきわめて少なく、あまり訪問しないのが実情である。このため老人は疎外感におちいり、孤独のなかにひとりその生活をおくるという傾向が非常に強い。

諸外国にあっては別居率はきわめて高いが、その反面、子供からの訪問などによる接触頻度も非常に多く、三国共同調査でも、イギリス69%、アメリカ65%、デンマーク62%となっている。

このような接触によって、両者の心のつながりは高められ、老人は病気になった時の不安を感じることなく安心してその生活を楽しむことができるし、孤独感が生ずることも少ない。スプのさめない距離、接触回数は、別居における重要な条件といえるであろう。

4・経済の高度成長にもとづく影響

わが国の経済指標が戦前の水準をこえ、「もはや戦後ではない」といわれたのは昭和30年の経済白書においてであった。その後も経済の発展にともなって国民生活水準は一層高度化していき、消費生活文化が謳歌されるようになった。

しかし、これを老人世帯について考えるとき、別居の増加、扶養意識の低下などの問題もからみ、また物価の絶え間ない上昇もあって、これについていけるだけの収入や財産がなく、必然的に生活水準における格差が増大してきている。

このことは老人の貧困世帯の増加を意味し、被保護率を高めている。昭和40年の高令者世帯の保護率は1,000世帯あたり12.3%をしめ、その他の世

帯の1.1%に比して10倍以上の高率となっている。

5・就業の必要性

わが国の老人問題を考察するうえで、重要な課題として提起されるものに定年制がある。現在4分の3以上の企業では55才をもって定年年令としている。かつてはその退職金と子供の扶養によって悠々自適の生活をおくったものであるが、今日においては子供の扶養に期待する機会は少なくなる一方であり、また年金制度もその老後を依存するにはあまりにも不十分であって、多くのものはみずからの汗でつくった財産に頼るか、あるいは収入をうるための労働をさらに続けていくことを余儀なくされている。しかも精神的にも身体的にも十分に働きうる体力を有しているのである。

昭和44年に60才以上の老人を対象として行なった厚生省の全国老人実態調査では、収入のある仕事をしているものが45.5%、収入のある仕事をしていない50.0%、床につききり4.5%となっている。この不就業者のうち、働きたいと希望するものおよびその理由は表4、表5のとおりであり、これからみても、現に働いている老人、働くことを希望し、しかもそれを生活の資にあて、あるいは自己の生活に余裕を与えようと期待している老人がいかに多いかがわかる。

表4——不就業者の就業希望状況<60才以上>

	総数	大都市	その他の市	町村
	%	%	%	%
仕事をしたい	6.8	10.4	7.7	4.9
仕事以外に何かしたい	1.8	3.3	1.8	1.1
仕事ができない	36.2	29.5	36.4	38.4
今のままでよい	54.7	56.7	53.7	54.8
不明	0.5	0.1	0.4	0.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：全国老人実態調査<昭和44年、厚生省社会局>

表5 —— 不就業者の就業希望理由<60才以上>

働かなければくらせない	9.3%
小遣をふやしたい	34.8
健康によい	27.8
働くことが楽しい	19.5
社会のため	6.1
その他	2.5
合計	100.0

しかしながら、老人の就労には多くの困難性がともなっている。産業設備のオートメ化は長年の経験による熟練者を不要とし、未熟練の若年労働者によってその職場はとってかわられつつある。また最近の一部には解消されていく傾向がみられるが、根強く残っている年功序列賃金制による高年令層の高額支給方式は、コストダウンをはかる産業型態から忌避され、若年労働者への需要を求めることとなる。さらにわが国の国民性は、地位の高かった者が同一職場において改めて低い地位に下って働くことへの抵抗感はいきわめて強く、周囲もまたこれを敬遠する傾向にある。このように、働く意欲があり、働く能力をもっていて、しかも働かなければならない高年令者が増加しているにもかかわらず、その労働市場はせまいのである。

6・自殺と交通事故

老人のために設けられた国民の祝日、9月15日の敬老の日に、暗いニュースとして新聞紙面ににぎわしたものは老人の自殺の記事であった。この老人の自殺は、わが国の老人問題の一端を露呈したものといえよう。

わが国の60才以上の自殺の推移をみると、自殺者数はわずかに増加しているが、老令人口の増加のため、人口10万人に対する自殺率は昭和22年70.0人、30年59.9人、35年53.2人、40年47.0人と減少

している。しかし、これを諸外国と比較すると、男はハンガリーの83.3人を筆頭に、日本は53.7人で7位、女は40.3人で最高となっている。諸外国では壮年層の自殺が非常に高く、老人の自殺は少ないという事情にあるので、老人だけを取りあげてその自殺率を論ずることはやや無理があるが、ともあれわが国の老人の自殺の多さは寒心にたえないところである。

なお、その原因は、貧困、病弱、孤独が大部分をしめている。これらの根源はどこに存在するか、再考を要するところである。

近年、自動車は全国的に急増し、とくに大都市におけるはんらん[・]は殺人的である。老人は自分で覚する以上に反応がにぶく、しかも敏しょうさにもかける。その上、身体が老化しているのでわずかの衝撃でも大きな影響となってあらわれる。このような悪条件の累積は、交通事故に大きく反映されてくるであろう。

岡山市で実施している交通災害共済の昭和42年度の見舞金支払い状況からみると、加入者1,000人あたりの死傷割合は平均16.5人となっているが、年令別には60才台が21.7人で最高となり、以下20才台20.1人、50才台19.8人、70才以上18.4人となっている。加入者のみの比率とはいえ、高令者の被災率が非常に高いのが注目される。

毎年、交通事故が増加していくことを思うとき、老人の交通事故災害もさらにその度を加えることが予測され、とくに大都市における交通政策、道路政策のあり方が検討されなければならないであろう。

2———老人福祉対策の現状と問題点

1・老人福祉概念の変遷

敬老の思想が政策的に、また社会道徳的に強調さ

れていた戦前にあっては、老人の扶養は子にゆだねられ、わずかに孤独貧窮老人が慈善事業的色彩のもとに養老院に収容されていた程度であって、老人福祉の基本的姿勢は家庭にあったといえるだろう。

戦後は、昭和20年12月に勅令による生活困窮者緊急生活援護、さらに昭和25年生活保護法の施行によって、無差別平等、最低生活の保障、保護の補足性の原則がうちたてられ、国民の権利として、また国の責任において経済的保護がなされた。養老施設も増設されたが、それは衣食住を保障することを主体とし、人生の終着駅的な色彩が濃厚に残されていた。これを老人対策の面からみれば、施設中心主義の時代といえよう。

なお、国民年金、厚生年金保険、失業保険などの経済的保障、健康保険、国民健康保険などによる医療保険が確立されたのもこの時期であった。この時期にあっては老人に対して主として保護政策がとられていたのであるが、一般老人対策としては民間活動が先鞭をつけ、三つの注目すべき活動が行なわれた。

そのひとつは有料老人ホームである。資産を有しまたは定期的な収入はあるが孤独な老人、あるいは家族関係のうえで別居した方がよいと考えられる老人が有料で入所し、そこに安住の地をうることを目的としたこの有料老人ホームは、昭和25年に設立されて以来、各地に建設されたが、貧困老人以外の老人を対象とした唯一の施設活動であった。

その二は「としよりの日・としよりの福礼週間」である。昭和26年、全国社会福祉協議会の主唱をもって、9月15日を「としよりの日」、この日から1週間を「としよりの福祉週間」と定め、純然たる民間活動として全国的に展開された。この運動は地域老人に対する活動として、国民の手によって自発的に実施されたところに大きな意義をも

つものであり、国民感情の中に深く根をはった根拠もここにある。そしてこの運動が国民の意識の下に潜在していた老人福祉思想を顕在化せしめた力は否定することができない。

第三は老人の自主的活動たる老人クラブである。昭和27年頃から設立されはじめた老人クラブは爆発的な勢いで増加し、今日では78,679クラブ、466万人の会員を擁し、娯楽、教養、社会奉仕などの各種活動を通じて社会性をかん養し、時代に適応する新しい老人像をきづきあげて、地域老人の福祉をみずからの手でうちたてようとしている。それは老人自身の発露であり、そこに大きな意義が存する。

老人福祉に対する第三の転機は、老人福祉法が制定された以後である。この老人福祉法をつらぬく精神、そこにみいだされる老人像は、老人は多年にわたって社会の進展に寄与してきた者であり、社会は老人に対して敬愛の念をもちその福祉をはかるべきであるという「社会貢献論」、老人とは本質的には弱いという性格をもっているのも、私的扶養とともに、社会連帯の意識のもとに社会福祉という立場でこれを保護しようとする「老人弱者論」、老年期は人生の終末期でも余生でもなくもっと積極的な人生としての意義をもつものであるとして、自己の有する知識と経験を、自己の能力に応じて社会のために役だせようとする「第三の人生論」に集約される。

こうして老人福祉の概念は、従来の救貧的対策から脱皮して、一般階層対策にまでひろげられ、ハンデキャップをもつ老人はもちろん、すべての老人がその環境に応じて明るく豊かな生活を享受するという目標に向って質的に変化をしてきた。今日の老人福祉対策の概況を一覧すれば、経済的保障としては生活保護、国民年金・厚生年金保険などの社会保険、税制における優遇措置があり、生活保障には養護老人ホーム、特別養護老人ホー

ム、養護委託制度、住居の保障には軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人世帯向公営住宅があげられ、健康管理としては健康診査、ねたきり老人対策、医療扶助、健康保険、国民健康保険、また就労対策には高令者無料職業あっ旋、公共職業安定所の老人コーナー、人材銀行などが数えられ、社会教育としての高令者学級、さらにサービスの面では老人福祉センター、老人休養ホーム、老人憩いの家、老人家庭奉仕員、心配ごと相談所などもある。

2・老人福祉対策の問題点

こうして、老人福祉の概念は施設中心主義から地域老人福祉へと変遷の過程をたどりつつある。同時に、老人福祉に関する制度そのものもほとんど整備されてきた。しかしながら老人問題は依然として解決されることなく、現実にはますます大きな社会問題となってきた。それは時代の変化にともなって新しい問題の発生も認められるが根本的には制度はそれぞれに完備したとしても、その実施されている内容が不十分であり、あるいは制度相互間の関連性の希薄さのために、十分な効果を発揮していないからである。

一例をあげれば、健康診査の結果、3分の1が療養を要すると指摘されているが、その治療にあたっては健康保険の家族としては5割、国民健康保険では3割の自己負担を必要とする。収入のない老人、家族に扶養されている老人にとっては経済的にも精神的にも大きな負担となることは当然である。受診率も対象老人の3分の1のにすぎないのもまたここに原因すると思われる。健康診査のみで、その後の対策の放棄は、せつかくの健康診査の意義を大きく減退させているといえる。

老人家庭奉仕員は、身体上または精神上の障害のある居宅の老人に対して日常生活のサービスを行ない、横浜市でも30人が設置されている。この家

庭奉仕員は1人で6人を担当しているが、その対象世帯は180にすぎない。人口214万人、61万世帯の横浜市で、はたしてその需要を十分満たすことができるであろうか。またこれらの老人は食事のしたくをするのがめんどろなため昼食を抜くものや、栄養のないありあわせのものですませている例が多い。これを週2回のサービスではカバーすることはできないであろう。欧米ではほとんど常識化している給食サービスを市または区段階で考慮する必要はないだろうか。

なお、老人福祉対策を、施設収容と居宅サービスに分けてみると、老令人口の1%にすぎない施設収容に依然としてウエイトがかけられており、従来の施設中心主義は必ずしも大きく破られているとはいえない。99%をしめる地域老人のサービスも今後は一層強化する必要がある。

3・老年開発

老人福祉法第3条に、「老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会活動に参加する機会を与えられるものとする」とうたわれている。これまでは弱者としての老人をいかに保護していくかという点に努力が重ねられてきたが、これからの老人対策は、従来の問題をも包含しつつその指向されるべき中心を、働く意志と能力をもち、就労の機会があれば十分自立していくことのできる多数の健康老人に、いかにしてその所を得しめるかということに移していきつつある。すなわち、老人になってもひきつづき就労する機会を与え、また積極的に社会活動に参加し、あるいはその余暇を利用して老人クラブなどで充実した活動を行なうことは、老人個人にとっても社会にとつても必要かつ有意義なことであり、この老年開発によって老後の経済的ならびに精神的安定がはかられることになるのである。

老人問題を社会的にみれば、老人は社会から切り離され、分極化の方向をとっているといわれている。すなわち産業の進展にもなう核家族への移行や家族機能の縮小にもとづく老人の孤立化などによって、老人は歴史的にも社会からしだいに切り離されていくものであり、また老化にもなう精神的身体的に退化現象をおこし、社会活動も消極化して孤立化し、さらに子供との接触の減少や若い世代よりも同世代同士で過ごすことを好むなど、若年代との分離的傾向にあると指摘されている。

わが国の老人問題、とくに都市における老人問題は、まさにこの分極化への過程を歩みつつあるものと観ぜられ、この上に立って老人対策が考究されねばならない。

いまや老人問題は、かつての貧困階層から一般老人階層にまで深刻の度を加えながらひろげられ、その帰すうは一般市民社会にまで大きな影響を与えるようになってきている。老令人口の増加、都市の過密化、住宅問題、公害など、ただ老人問題としてのみうけとめることはできない。それは市民全体の生活の問題としてとりくまねばならない段階にきているし、またそうでなければ老人問題は解決しえないといっても過言ではなからう。

現在の老人問題は、もはや施設だけでは解決できるものではない。社会保障、社会福祉はもとより一層幅ひろく、社会政策、経済政策、労働政策、住宅政策、公衆衛生保健対策、社会教育などあらゆる分野が相互関連を緊密化して、総合化されたシステムをもってすすめられなければならない。これとともに国民全部への老人問題の深刻さの認識へのPRや、老人自身の新しい時代に対する自覚と努力もまた必要である。

イギリスの政治家ウィンストン・チャーチルは、

「一つの国で老人がどのようにとりあつかわれているかということが、その国の文明をはかる尺度である」といっている。今日の老人福祉対策はとりあげやすい問題を最小限に実施しているにとどまり、真正面からとりくむことをしゅん巡している。いまこそ市民全体の生活の問題として、全体的にかつ長期的に展望し、真正面から問題にとりくみ、施設保護、地域福祉対策、あるいは老年開発など、老人福祉対策を総合的かつ恒久的に樹立し、キメ細かく実施すべき時である。これが今日の老人問題に対する基本的態度でなければならない。

<全国社会福祉協議会福祉部副部長>